

徳島県告示第十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退した。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	辞退
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
西岡 すみ子	鳴門市大麻町板東字采女二 一・四	西岡薬局	鳴門市大麻町板東字西山田 五一・五	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和六年八月 三十一日